

学生生活細則

1 服 装

(1)低学年生(1～3年生)

日本社会において、学校の制服は、冠婚葬祭等、公式な場においても、礼を失することのない正装として認められている。

また、本校の冬の制服が基調としているブレザーおよびネクタイという服装には、社会人に求められる服装の予行としての意味も込められている。

以上のことから、制服の着こなしには、本校生としての品位を保つことを求める。品位に欠けると思われる着こなしについては、改善を求めることがある。

①登下校時(休日・休業中の部活動等による登下校も含める)には必ず本校指定の制服を着用しなければならない。また授業時間(体育や実験・実習等を除く)や校内外の学校行事にも、特に指示がない限り、本校指定の制服を着用しなければならない。

②本校の男子制服は次のように定める。

1)冬服…本校指定のブレザー、スラックス、カッターシャツ、ネクタイ。

・防寒のため、ブレザーの下にベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒のものとする。

2)夏服…本校指定の半袖シャツ(ロゴマーク入り)、スラックス(ロゴマーク入り)。

・ベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒色のものとする。

③本校の女子制服は次のように定める。

1)冬服…本校指定のブレザー、スカート、スラックス、キュロットスカート、ブラウス、ネクタイ。

・防寒のため、ブレザーの下にベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒のものとする。

2)夏服…本校指定の半袖シャツ(ロゴマーク入り)、スカート(ロゴマーク入り)、スラックス、キュロットスカート。

・ベスト・カーディガンの着用を認める。無地で色は紺色又は黒色のものとする。

④おおよその目安として、10月～4月は冬服着用、5月は冬服から夏服への移行期間、6月～8月は夏服着用、9月は夏服から冬服への移行期間とする。但し、その年々の気候等に応じて期間を変更する場合があるので、その都度の指示に従うこと。

⑤制服・ネクタイの改造、見苦しい着用は禁止する。冬服着用時は、カッターシャツのすそ出しを禁止する。スカート丈は採寸時の寸法とし、スカートの先端が膝頭の中心より下にくることとする。

⑥ベルトは必ず締めることとする。ベルトは黒色で標準型のものとし、華美なものは禁止する。

- ⑦靴は黒の革靴とする。特に、黒のローファー型の革靴の着用が望ましい。黒もしくは白系統の運動靴も許可するが、入学式等の式典、特に指定する学校行事の際には、黒の革靴を着用しなければならない。また、かかとをつぶした着用は禁止する。
- ⑧靴下は、紺色のレギュラー丈のものとする。白色または黒色のレギュラー丈のものも許可するが、入学式・始業式・終業式等の式典、特に指定する学校行事の際には、紺色の靴下を着用しなければならない。
- ⑨通学鞆は、本校推奨のものを使用することが望ましい。
- ⑩コートは、単色無地で、黒色・紺色・グレー・ベージュのもののみ認める。
- ⑪マフラーの教室内での着用は禁止する。
- ⑫頭髪については、本校学生として誇りをもち、清楚で品のある髪型を心がけなければならない。特に頭髪の脱色・染色やパーマは禁止する。
- ⑬化粧やピアス着用は禁止する。
- ⑭怪我や病気等によりやむを得ず異装をしようとする場合は、あらかじめ担任に届け出て、学生主事室の許可を得なければならない。

(2) 高学年生(4・5年生)

本校の学生としての誇りをもち、清潔感があり、時と場所や場合に応じた、品位のある身だしなみを心がけなければならない。

- ① 露出度の高い服(ランニング、キャミソール等)は、男女ともに禁止する。授業時間(体育や実験・実習等を除く)の服装は、登校時と同様のものとし、トレーニングウェア、コート等を着用して受講することは認めない。学校行事等により、学校が服装について指示する時は、それに従うこと。
- ② 特別な事情がない限り、草履、サンダル、スリッパ、ミュール、下駄等のかかとに固定できない履物は禁止する。
- ③ ピアス着用は、体育や実験・実習、クラブ活動等においては禁止する。
- ④ 怪我や病気等によりやむを得ず異装をしようとする場合は、あらかじめ担任に届け出て、学生主事室の許可を得なければならない。

2 校内生活

- (1) 来客、教職員、年長者との応対には礼を失ないように注意し、廊下などですれちがう時は軽く挨拶すること。
- (2) 自分の貴重品は、各自が細心の注意を払って管理すること。貴重品は鍵をつけた個人用ロッカーに保管するなど、盗難の防止に努めること。
- (3) 所持品には必ず記名すること。
- (4) 拾得物は生活支援係に届けること。
- (5) 朝の登校時には学生用掲示を見た上で、学生用昇降口から校舎に入ること。

- (6) 休講時、休み時間等に、みだりに校外に出てはならない。空き時間には図書館を有効に利用すること。
- (7) 教室やロッカーの上に、教科書類、シューズ、体操服、空びん、缶、ペットボトル等を放置しないこと。
- (8) 校舎内外の清潔に留意し、公共物を大切にすること。
- (9) 掃除当番はその責任を忠実に果たし、特に次の諸点に留意すること。
 - イ 教室及び廊下の床のごみ・ちりは、ほうきで掃き取ること。
 - ロ 黒板は毎授業終了後にきれいに消し、放課後黒板の溝の粉末を除去すること。
 - ハ 下校時には教卓、机、椅子などを整頓し、窓、カーテン、ドアを閉め消灯すること。

3 校外生活

- (1) 午後10時以降の外出は禁止する。午後8時以降の外出も、できるだけ慎むこと。
- (2) 風俗営業、有害興業、ギャンブルを行う場所、遊戯場(パチンコ屋、マージャン屋など)への低学年生(1～3年)の立ち入りを禁止する。上級生も、立ち入らないことが望ましい。
- (3) 校外で警察や青少年教育センターの補導員などの補導を受けた時は、素直にその補導に従うこと。特に、深夜徘徊、喫煙、その他の非行で補導された場合は、速やかに学生主事へ申し出ること。(申し出れば、学校の指導・処分は、原則として、申し出なかった場合より軽くなる。)

4 携帯電話

本校生は、携帯電話(スマートフォン等モバイル通信端末を含む)の使用にあたっては、以下の禁止事項を守らなくてはならない。

- (1) 学校の内外を問わず必ず守らなくてはならないこと。
 - ①有害サイト(出会い系その他)にアクセスしてはならない。
 - ②楽曲・ゲームその他著作権で保護されたソフト類を不正にダウンロードしてはならない。
 - ③その他(嫌がらせメール、なり済ましメール、カメラ機能を用いた盗撮、他人の携帯電話の無断使用・不正アクセス・窃盗等)、不適切な携帯電話の使用をしてはならない。
- (2) 校内で必ず守らなくてはならないこと。
 - ①授業・実験・実習中に使用(呼び出し音、バイブ音を鳴らすことを含む)してはならない。
 - ②携帯電話をゲーム機として使用してはならない。
 - ③校内のコンセントを用いて許可なく充電をしてはならない。

5 クラブ参加(学生会会則第47条より)

学生はクラブ活動に参加することが望ましい。ただし、文化局に属する部同士の場合を除き、2つの部に所属する場合は、互いに異なる局でなければならない。

6 アルバイト

- (1) 1～3年生のアルバイトは原則として禁止する。但し、長期休業中の健全な職種、3年生の家庭教師、経済的理由でやむを得ない場合などは許可することがあるので、所定の許可願を提出して許可を求めること。
- (2) 4、5年生も余暇の善用を心がけ、アルバイトはなるべくしないことが望ましい。危険を伴う職種、深夜作業、風俗営業などのアルバイトは禁止する。

7 喫煙、飲酒

学生の喫煙（電子タバコを含む）、飲酒（成人者を対象としたノンアルコール飲料を含む）は禁止する。

ただし、20歳以上の学生については、学校・学寮内及びその周辺（半径1kmの区域）、また学校最寄りの駅・バス停以外の場所では許容するが、公的団体行動の場合は禁止する。

喫煙は健康に害があるので、成人者といえども慎むことが望ましい。

8 運転免許取得及び車両運転

このことについては、次章「車両運転等に関する学生心得」に定めてあるので熟読のうえ、これを遵守しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。